2006年3月9日(平成18年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横山 弘美

病院職員の給与の支払、被服等貸与及び衛生管理に係るコンピュ ータ処理について(答申)

2006年3月1日付けで諮問(第177号)された病院職員の給与の支払、被服等貸与及び衛生管理に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)第18条の 規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

# 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理をする 必要性は次のとおりである。

## (1) 諮問に至った経過

藤沢市民病院は、地方公営企業法適用の自治体立病院であり、開設者は藤沢市長である。病院会計事務については、地方公営企業法が適用されており、収納及び支払の一部を金融機関に取り扱わせることができることになっており、これを出納取扱金融機関といい、2004年7月1日から三浦藤沢信用金庫が出納取扱金融機関となっている。それまでは、藤沢市の指定金融機関である横浜銀行と駿河銀行を隔年で指定していた。

藤沢市の職員の給与計算については、病院配属職員を含め、総務部職員課が一括して行っているが、支払事務については、病院配属職員を除く市の職員は指定金融機関が、病院配属職員出納取扱金融機関が行っている。前述したとおり、2004年7月1日前は、同一の金融機関が行っていたため、職員の給与振込処理を市の指定金融機関が一括して行っていた。2004年7月1日以降

については、取扱金融機関が異なってしまったため、当面の措置として一般会計が病院配属職員分を立て替え払いをし、同日に病院会計から振替処置を行うことにより、指定金融機関からの一括振込としていた。この処理については違法ではないものの、改善すべき課題となっている。

以上の経過から2006年1月の給与支払分から病院配属職員の給与を分離 して三浦藤沢信用金庫から給与振込を行っている。

三浦藤沢信用金庫とは「フロッピーディスクによる給与振込に関する協定書」を締結して給与振込を依頼しているが、次の理由からインターネットサービス利用による給与振込を新たに行うものである。

- ア 給与算は職員課が行い、フロッピーディスクの作成についても職員課の事務処理後となるため、現在の振込指定日の4営業日前までのフロッピーディスク等の送付が難ずかしいが、インターネットサービス利用では2営業日前までの手続きとなっていること。
- イ 三浦藤沢信用金庫の事務センターが横須賀市にあるため、フロッピーディ スク等の送付が地理的に不便となっていること。

なお、市民病院採用の嘱託職員及び臨時職員の給与等については、200 6年4月からフロッピーディスクによる給与振込を実施することになってお り、正規職員とあわせてインターネットサービスを利用するものである。

### (2) インターネットサービスの概要

三浦藤沢信用金庫の法人向けインターネットバンキング「しんきんWEB-FBサービス」を次のとおり利用する。

- ア 病院側は、あらかじめ管理者、承認者、担当者を定めておき、それぞれ I Dを交付するとともに、ログインパスワード、登録確認用パスワード、承認者用パスワードを登録する。
- イ 担当者は藤沢市民病院のインターネットに接続したパソコンから三浦藤沢 信用金庫のホームページにアクセスする。
- ウ 担当者は、IDとログインパスワードを使い「しんきんWEB-FBサービス」に入る。あらかじめ用意した職員給与振込データが入ったフロッピーディスクからデータを「しんきんWEB-FBサービス」に送信する。
- エ 承認者は、IDとログインパスワードを使い「しんきんWEB-FBサービス」に入り、送信データを確認後、承認者用パスワードを使い送信の承認を行う。
- オ 管理者は、担当者及び承認者のパスワード等の付与権限を持つ。ただし、 変更内容については、管理者もわからない。
- カ 送信データ承認後は、三浦藤沢信用金庫側の通常の給与振込処理となる。

### (3) 該当する給与支払処理

- ア 正規職員分給与等 毎月20日及び指定期日 (期末勤勉手当等)
- イ 嘱託職員給与等 毎月20日及び指定期日(期末勤勉手当等)
- ウ 臨時職員賃金 毎月15日
- (4) コンピュータ処理をする必要性について

従来は、フロッピーディスクにより、また嘱託職員及び臨時職員の給与振 込データは紙ベースで手渡し処理していたが、インターネットサービスを利 用し、職員給与振込データを送信することにより、事務の効率化及び安全性 が確保されることからコンピータ処理をする必要がある。

(5) コンピュータ処理をする個人情報について 名義人氏名(カタカナ)、金融機関名、支店名、口座番号及び支払額

(6) 安全対策について

「しんきんWEB-FBサービス」の利用においては、「藤沢市の個人情報の保護に関する条例」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、「WEB-FBサービスによる給与振込に関する協定書」を三浦藤沢信用金庫と取り交わし、安全対策に努める。また、通信手段として通信回線上、情報は「SSL暗号化」 し、ID及びパスワードにより限定する。

(7) 実施時期について

2006年4月給与支払支払分から実施する。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

- (1) 実施機関の説明によると、給与振込データについて従来は、正規職員についてはフロッピーディスクにより、嘱託職員及び臨時職員については紙ベースで処理していたということであるが、インターネットサービスを利用し、送信することにより事務の効率化及び安全性が確保されることから、コンピュータ処理をする必要性が認められる。
- (2) 安全対策について

本業務の処理に当たっては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、「WEB-FBサービスによる給与振込に関する協定書」を三浦藤沢信用金庫と取り交わして安全対策に努めること及び通信回線上、情報は「SSL暗号化」し、ID及びパスワードにより操作者を限定して行うことから、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上